

西野喜一先生の御退職記念

一通のお手紙から

～ 西野先生への感謝とご報告

東京高等裁判所判事
日本裁判官ネットワークコーディネーター
浅見宣義

1 西野先生からのお手紙

私は、平成6年1月、大阪地方裁判所堺支部に特例判事補（任官6年目、司法修習第40期）として勤務していたおりに、当時新潟大学法学部教授として、米国ワシントン大学（シアトル市）で在外研究中であった西野先生からお手紙をいただいた。西野先生は、私よりも司法修習が13年先輩の第27期で、平成2年4月まで裁判官をされており、任官生活も2年間ほど私と重なっていたが面識はなく、お手紙をいただいたことがとても驚きであった。そのお手紙は、今も大切な宝物として保管している。

先生のお手紙は、次のようなものであった。

「貴台の論文（注1）は、現代における裁判所の問題点を余すところなく摘出して忌憚のない論評を加えたもので、今後の裁判所のあり方を論じるに当たって必読の文献であり、裁判所の将来を真に考えるものであればまずここから出発しなければならないという基礎を築いたものであると存じます。また、歯に衣着せぬ痛烈な批判でありながら、全編に溢れる前向きの姿勢が甚ださわやかで、読後感の爽快なことは他に例を見ないものがあり、誠に建設的批判とはこのようなものであろうかと感

じ入れました。」「私も裁判所にかつて籍を置いた者の1人として、最近の裁判所のありようはいささか寒心に堪えず、その将来を悲観的に見ていたのですが、本論文を拝見して、若い世代に立派な批判精神が胎動していることを知り、大いに安堵すると同時に、私などの到底及ばぬ深い読みと分析に心から敬服して、見知らぬ貴台に感想を差し上げられずにはいられなくなった次第です。」

当時、私は、判例時報という法律雑誌に「静かな正義の克服を目指して～私の司法改革案その1～3」という論文を投稿して、少しでも日本の司法改革が進むように模索を始めたころであった。論文の反響はそれなりに大きいものがあり、マスコミなどにも取り上げられることがあったものの、この種の意見発表には宿命ともいえるであろうが、身近なところでは、決して愉快的意見ばかりではなかった。そんな中で、見知らぬ先輩に当たる元裁判官からのお手紙に、当時の私は小躍りして早速返事をお送りした。文面からすると、西野先生は謙遜されているが、当時先生は、「判例の変更」（注2）という論文を執筆中で、そのほかにも「判決と和解の相互関係」（注3）、「証拠外の事実認定」（注4）などの論文を次々に発表又は発表の予定であり、司法過程論という新しい分野での新進気鋭の学者というお立場であったと思われる。その方から、「誉めすぎ」感のあるお手紙をいただき、心から感謝すると共に、勇気づけられたのが偽らざるところであった。

以後、先生とは何回か手紙のやりとりをさせていただいた。今ならメールですぐにできるのであるが、当時はまだそうしたツールが発達しておらず、恋人にラブレターを出すように深夜に書面をしたため朝方投函していたと記憶している。私は、上記論文発表後も刑事関係の論文発表をしたが、それらにも先生からご意見ご感想をいただいたり、励ましを受けたりした。先生の論文にも、生意気にも私から感想を述べたりして（今から考えると恥ずかしい限りであるが）、思い出のやりとりである。先生からは「知的興奮をまた味わえるのではないか」などと期待され、ない知恵を論

文執筆に絞らなければと意欲をかき立てられたものである。

2 第4回司法改革を考える裁判官の集い

そんな手紙のおつきあいで、「手紙の君」ともいうべき西野先生であったが、直接お会いする日がやってきた。先生と手紙をやりとりしていたころから、世の中で司法改革の動きがだんだん大きくなってきていた。当時、私は、司法改革を目指す裁判官達と、「コート21」（21世紀の司法を目指す裁判官の研究会、というほどの意味）という研究会をつくって、司法改革の内容や方法について討議していた。そして、司法改革を進めるためには、裁判官が司法改革について個人的に意見を述べたり、討議を重ねて連名で意見発表をすることが不可欠であり、それを推進する母体として「コート21」を基礎に欧米のような裁判官団体が作れないかと考えていた。しかし、裁判官団体については、裁判官の中でも異論も少なくなく、そもそもどのようなことをするのかイメージがつかめないという意見を聞くことがあり、遅々とした歩みであった（注5）。ただ、世間での司法改革の動きが大きくなってきたことから、上記イメージを作るには好機と考え、「司法改革を考える裁判官の集い」を何回か開催している中、その4回目にして（私たちからいえば最大の）集いに先生に来ていただいたのである。この集いは、今から思えば拙いところはあるものの、その内容からして全文を何か雑誌に掲載できればよかったのであるが、当時そこまでの考えにはいたらず、残念なことをしたと思っている。記念碑的なところもあるの、参考までに素描だけしておく。

シンポジウム名 裁判所法50周年記念行事「法曹の原点と未来」

日 時：場所 平成9年6月21日午後1時から 東京霞が関の法曹会館

内 容：第1部 講演「戦後司法改革の原点」

内藤頼博元名古屋高等裁判所長官（裁判所法制定に関与）

大著「終戦後の司法制度改革の軌～一事務当局者の立場から
（全6冊分）」（司法研究報告書第8巻10号）の著者）

第2部 討論会「司法の将来像～裁判官増員を中心に」

意見者①西野喜一新潟大学教授（元裁判官）「民事訴訟法改
正と裁判官増員」

②中坊公平株式会社住宅金融債権管理機構社長（弁護
士、元日本弁護士連合会会長）「住専処理と司法の
役割」

③宮内義彦オリックス株式会社社長（経済同友会現代
日本社会を考える委員会委員長、行政改革委員会規
制緩和委員会座長）「規制緩和と司法改革」

第3部 懇親会

このシンポジウムは、現職裁判官数十名のほか、弁護士、学者、マスコミの方々の参加も得て中身の濃い内容となり、私自身、目からうろこが落ちる思いがした。西野先生は、裁判官増員を前提にしない民事訴訟法改正が「手抜き審理」につながるなどの指摘をされ、参加してくれた司法記者の1人が、シンポ全体について「司法改革の熱意が伝わってくる」と書いてくれた（注6）。討論会の意見者の1人として西野先生をお願いをしたのは私自身であるが、当時既に新しい民事訴訟法が成立し（平成8年法律109号）、施行（平成10年1月1日）の準備をしている時期であっただけに、これと司法改革との関係を「民事訴訟法改正と裁判官増員」というテーマでお話しただけしたのは時宜を得ており、司法改革を盛り上げるための一助になる大切なテーマを取り上げていただいたと思っている。西野先生は、他の著名な講師や意見者の方と比べて任が重すぎるという趣旨のことを言われていたが、私は長年のあこがれの人を口説くつもりでお願いをし、了承をいただいた記憶である。お引き受けいただいて、今でもずっと感謝している。

3 その後の司法改革と先生との距離

その後、司法改革の動きはさらに大きくなり、翌平成10年に、経済団体の中心である経済団体連合会（今の日本経済団体連合会）が「司法制度改革についての意見」を、政権与党である自由民主党が「司法制度特別調査報告—21世紀の司法の確かな指針」をそれぞれ公表した。そして、平成11年7月には、内閣に「司法制度改革審議会」が設置され、同審議会によって、「論点整理」、「中間報告」を経た上で、平成13年6月に内閣総理大臣に「最終意見」が提出されたのである。その後は、読者の皆さんもご存じのように、司法制度改革推進本部が設置され、司法改革関係の多数の法律が制定、改正され、司法の姿は大きく変わってきたと思われる。「平成司法改革」ともいわれることもある一連のこの大きな司法改革の柱は3本であり、① 国民の期待に応える司法制度の構築、② 司法制度を支える法曹の質・量の拡充、③ 司法制度の国民的基盤の確立である。私個人は、そのいずれもが大きな方向・内容で望ましいものと感じ、「コート21」から「日本裁判官ネットワーク」に発展した裁判官団体をもとに、平成司法改革の定着、発展のためにささやかながら尽力してきたつもりである。ただ、日本裁判官ネットワークに割く時間も必要になったほか、預金保険機構への出向、大阪高等裁判所での陪席裁判官としての勤務、大分地方裁判所部総括裁判官としての勤務など仕事がどんどん忙しくなり、かつてのような司法改革論文を単独で書き続けることが困難になってきた。そのため、西野先生のご期待にも応えられなくなってしまった。自然、手紙のやりとりも少なくなり、年賀状の交換に交流の機会が減ってしまったと思われる。西野先生が出版された「司法過程と裁判批判論」（悠々社、平成16年。注7）などにも感想を送ることができず、長年の恋人が近くになくなってしまったようで、とても残念であった。

しかし、西野先生は、司法改革については、特に上記③の点で異論をお持ちのようであった。平成19年には「裁判員裁判の正体」（講談社）、平

成20年には「裁判員制度批判」（西神田編集室。平成17年以降の論文をまとめ、新たに書き下ろされた論文を加えたものである。）を上梓された。これらの出版活動によって、西野先生は、裁判員制度批判論者として世間で注目されるようになった。先生には先生のご意見があり、今回改めて上記ご著書を読ませていただくと、その鋭い指摘に感心させられるところがある。かつて論文を読ませていただいて、手紙で意見交換させていただいたところが改めて思い出された。ただ、全体としては、かつての恋人との間に距離ができたような感じもしたのが正直なところである。同じような印象は、特に上記③の点では、この15年間で裁判官、特に先輩裁判官との間で何度か感じたことである。その理由について、私に分析・論評する能力はもちろんあるわけではないが、このテーマについては、裁判官を含む法律家が、専門家としての自負及び良心と、国民の司法参加との意義とを内面でどのように調和させるかが一人一人問われたところがある。悩んだ方も多く、人によって意見が異なるのは当然と思われたのであり、私自身も未だ解決していない問題もあるのである。

4 感謝をこめて～司法改革の現場報告

西野先生には、冒頭の手紙をいただいた時から、心のどこかでずっと恩返しをしなければと思っていたが、長い間できずじまいであった。今もまとまって何かができるわけではないのであるが、先生も当時「いささか寒心に堪えない」と心配されていた裁判所の状況に変化があったのか、またあったとしてたとしてどのような変化なのかを、司法制度改革審議会意見書提出から10周年を記念して開催したシンポジウム「司法改革10年、これまでとこれから」のアンケート資料（注8）を紹介しながらご報告申し上げます。個別分野の1つ1つが大きなテーマであり、簡単に結論が出せるものではないが、アンケート資料は現職裁判官や裁判官OB（以下「裁

判官等」という。)の意見が中心で、平成司法改革の個別分野の内容を裁判官等がどう受け止めているかを示すものであって、この種の資料が乏しい中では大変貴重なものだと思っている。典型的な意見や意見の傾向だけを紹介するので、読者の方は是非原典にあたっていただきたい。

まず、先生が心配されていた裁判所の現状は、おそらく裁判官の状況に集約されるところが大きいと思われるが、この点で、平成司法改革では、判事補の他職経験制度、弁護士任官の推進、指名諮問委員会制度、裁判官の人事評価制度、地家裁委員会などの新制度が取り入れられたことが特筆される。これらについての裁判官等の意見には、「裁判官の人事評価と指名諮問委員会のおかげで、思想信条による新任・再任差別ができなくなったこと、転勤の拒否を理由として再任を拒否することができなくなったこと」「判事補の他職経験で、……所属部に、異なる他職経験者が多くなることで、事件の分析が多面的にできる」等という肯定的意見がある一方で、「(指名諮問委員会の) 弁護士任官における不適格判定は約38%と高率であり、……弁護士任官推進に対する萎縮効果が生じている」「他職経験制度は……判事補に限ってみても、まだ年間10名程度であり、経験する者は部内で少数派である」等の制度運用の問題点を指摘する声もある。

西野先生に、平成9年の前記シンポジウムでご提案いただいた裁判官の増員については、司法制度改革の中で、最高裁判所から10年程度の期間に500名程度の裁判官の増員が必要等との言及があり（平成13年4月16日付け司法制度改革審議会からの照会に対する回答）、その後裁判官定数の増加は一定図られてきたが、アンケート結果には、「弁護士数及び事件数の増加に見合った裁判官数の増加がないことで、裁判官の仕事の過酷さが改善されていない」「裁判官の過重労働の問題が解決しないまま、裁判官が黙々と仕事をしていくことは、国家財政の節減にはつながるものの、裁判官の意識に深い陰影を与えはしないか。」などの意見が目立っている。上記のとおり、裁判官定数の増加は一定図られているが、平成司法改革で、法科大学院への裁判官派遣、司法修習生の増加による司法研修所の拡充、

判事補の他職経験制度の実施などがなされたことにより、裁判部門以外に裁判官を充てる必要性のある部門が多くなったし、裁判迅速化法の制定や裁判員裁判・公判前整理手続の導入などにより、迅速化や新制度への対応などもより求められるようになったという要因もあり、裁判官定数の増加の効果を裁判官等があまり実感できていないのではないと思われる。予算の関係もあり、これは永遠のテーマかと思われる。

西野先生が健筆をふるわれた裁判員裁判については、裁判官等の評価は概ね高く、まとめとしていうと、裁判員の熱意ある司法参加によって、全体的には、かなり順調に運営されていること、一時滞留していた事件審理も順調に行われるようになったこと、全体として、刑事裁判が公判中心の分かり易いものになり、国民の刑事裁判への関心も高まり、理解が広まったということについては、刑事裁判長又はその経験者である裁判官の間に異論はなかったとされている。率直な感想としては、「裁判員は、証人、被告人の供述など生の証拠に向き合うことによって、実感をもって事件に取り組んでもらえるし、心証が取りやすく、法廷が生き生きとして面白く、評議も活性化する効果がある」、「裁判員は皆非常に熱心に参加し議論してくれたし、そうした皆さんと議論して結論を出すことに感激した」、「裁判員は、初めての経験なのに、驚くほど正確に当事者の主張や証拠の内容を記憶しており、そのうえで正鵠を得た議論をする方も少なくない」、「裁判官も裁判員即ち市民裁判官と話し合って、答えを見つけていくという感覚で、審理、評議に臨んでいる」などがあった。主な問題点としては、審理が未だに書面中心の審理になりがちであること、公判前整理手続が長期化していることが挙げられている。西野先生が心配された国民の負担や誤判・冤罪の可能性の問題は、裁判官等へのアンケートだけに、ほとんど触れられていないが、前者に関しては、辞退を広く認める運用がなされているようであり、後者に関しては、長い目で検証が必要かと思われる。これらの点は別にして、アンケート結果からは、平成司法改革の中で裁判員裁判への評価が最も高かったようである。

その他、民事司法改革については、知的財産権関係事件への対応強化（知的財産高等裁判所の設置など）、労働事件への対応強化などで評価が高いが、そうでない分野もあるようである。法曹人口と法曹養成制度改革については、肯定的意見もあるが、否定的意見が強いようであり、法律家全体の意識を反映しているように思われる。

5 論文の達成度はどうか。

前記4に付け加えて、私が西野先生と手紙のやりとりをさせていただいたところに発表した論文5つについての現状報告に少しだけ触れておきたい（符号は、発表順を示している。）。①「裁判所のイメージアップのために」（注1）は、裁判所を市民に身近な存在とするために、裁判所でCI（コーポレート・アイデンティティ）作戦をしようというものであるが、これは、裁判所のホームページ開設や裁判員裁判の広報などで、その方向性がかなり広がったのではないかとと思われる。②「21世紀の裁判官を育てるために」（注1）は、判事補研修制度の改善を提案したものであるが、前記判事補の他職経験制度の導入をはじめとして、判事補制度研修だけでなく裁判官研修全体に改革がなされ、まだまだ改革が進行中というところであろう。④「令状審査の活性化と公開化のために」（注9）は、令状審査における事実の取調べを活性化させることや令状関係書類の公開を提案したものであるが、そのこと自体よりも、裁判員裁判の導入の関係で、令状審査自体にかなり変化が生じていることを指摘することができる（注10）。⑤「夜間の令状執務体制の確立のために」（注11）は、深夜における令状主義の徹底とその担い手の負担軽減の調和のために、深夜の令状審査体制にファックスを導入することを提案したものである。実現には至らなかったが、裁判官が庁舎で宿直を行うことが各地の裁判所で進められており、現段階で深夜の令状審査体制は強化されていると評価することがで

きよう。一方、③「裁判所の組織、組織文化の改革のために」（注1）は、司法行政の改革を提案したものであるが、平成司法改革で、指名諮問委員会制度、裁判官の人事評価制度、地家裁委員会などが導入・改善され、一定の前進はもちろん否定できないものの、課題も一番残っている分野だと思われる。

6 西野先生はどうみておられるでしょうか。

西野先生は、裁判官生活を15年間、学者生活を24年間されている。長く、裁判や裁判所・裁判官のあり方に研究や思索を重ねられてきており、ご著書等で窺われるそのご見識はいうまでもないことである。その西野先生からして、平成司法改革を経た現在の裁判や裁判所・裁判官はどう見えておられるであろうか。是非とも意見交換をしたいと思っている。

私自身は、これまでの報告でお判りのように、裁判所・裁判官改革は一定の前進を遂げており、他の機関や組織はともかくとして、裁判所は、平成司法改革が提起した問題点や方向性を誠実に受け止め、改善策を愚直に実践してきたと考えている。もちろん、まだまだ課題もあり、持続的に改革を進めていかなければならず、現場の裁判官も、過去にとらわれすぎることなく、前向きな提案をしていくべきであり、目先のことで一喜一憂しないことが特に大事かと思っている。裁判所、裁判官というものは、国のあり方に影響する大切な公的存在であって、それらをよりよいものにする努力を怠ってはならないが、現在は大きなところでそう間違っていない方向に進んでいるように感じている。こうした大きな動きやそれについてのささやかな私自身の努力とは別に、私は、キャリア裁判官として年数を経てきたことから、裁判官としての実務改革論文（注12）も少し書かせてもらっている。先生に「知的興奮」を味わってもらうにはまだまだ難しいかもしれないが、是非お読みいただきたい。

冷静な西野先生のことなので、裁判員裁判のことだけでなく、各分野の変化を透徹された目で見られていることと思われる。もしかしたら、私の実務改革論文にも目を通しておられるかもしれない。先生なりのご意見があらうかと思われ、是非うかがってみたいと思っている。かつて私にお手紙をいただいたように、また薫陶と励ましをいただければ幸いと思っている。そして、西野先生がご退職後も、司法過程論を含めた各分野で、引き続き活躍されることを願ってやまない。

注1 判例時報1459号、1460号、1462号、1463号、1465号、1466号(平成5年)

注2 判例時報1495号、1496号、1498号、1499号、1501号、1502号、1504号、1505号、1507号(平成6年)。後に、「裁判の過程」(判例タイムズ社、平成7年)に所収。

注3 判例時報1371号、1372号(平成3年)。後に注2の「裁判の過程」に所収。

注4 判例タイムズ833号(平成6年)。後に注2の「裁判の過程」に所収。

注5 日本裁判官ネットワークのホームページ(<http://www.j-j-n.com>)中の「日本裁判官ネットワークについて」の「設立の経緯」参照。

注6 ジュリストNo.1116-5頁(平成9年)。西野先生のご意見のまとめも司法記者によるものである。

注7 全体に興味深い論稿が多いが、私のように民事事件担当の裁判官で、新民事訴訟法への対応をしていた裁判官には、「第4部 裁判所書記官とその機能」中の論稿が最も印象深かった。

注8 判例時報2167号、2168号(平成25年)

注9 判例時報1501号、1502号(平成6年)

注10 松本芳希大阪地方裁判所判事による「裁判員裁判と保釈の運用について」(ジュリスト1312号、平成18年)の影響が大きかったと考えられる。この論文の保釈以外の令状分野への影響も大きく、私もその影響を令状審査現場で如実に感じさせられた。その結果、勾留請求却下率(検察官が勾留請求した被疑者人員に占める裁判官が勾留請求を却下した人員の比率)が上昇傾向にあることは、最近の犯罪白書(平成23年版、平成24年版等)で度々指摘されている。

注11 判例時報1542号(平成7年)

注12 「e管財～小規模庁で個人破産手続が一変」(判例時報1926号、平成18年)、「労働審判方式を取り入れた民事紛争解決方式(L方式)について～民事調停を利用した試行的実施のレポート」(判例時報2095号、平成23年)